

ヘーゲル『論理学』における「論理的なもの三側面」について

太田 信 二

はじめに

ヘーゲル哲学を端的に特徴づけるとすれば、肯定的に
であれ、否定的にであれ、だれしも「弁証法」というこ
とばをもちだしてくるといってもいいであろう。その場
合、弁証法が、いわゆる悟性にたいする批判、あるいは
悟性的なものの止揚を一つの基本的な特徴としているこ
とも合わせて指摘されるところである。そして、こうし
た脈絡の中で必ずといっていいほど論及されるのが、
「抽象的あるいは悟性的側面」「弁証法的あるいは否定的
—理性的側面」および「思弁的あるいは肯定的—理性的
側面」からなる、いわゆる「論理的なもの三側面」
(Vgl. §79—§82) についてのヘーゲルの指摘である。⁽¹⁾

『小論理学』の「予備概念」で展開されているこの
「論理的なもの三側面」——以下「三側面」と略記
——は、文字通りヘーゲルの論理学において主題となる
「論理的なもの」についての説明と見ることもできるし、
またたとえばK・グロイも指摘しているように、⁽²⁾ヘーゲ
ル自身が自己の方法論そのものをまとまった形で展開し
ている数少ない箇所の一つということもできるであろう。⁽³⁾
ところで、この「三側面」についての叙述は、いわゆ
る「補遺」および「注釈」を除けば、ズールカンパ版で
ほんの十数行程度にしかならない。しかも、そこに述べ
られている事柄自体は、だれがまとめても大差がないと
いってもいいであろうほどきわめて簡明なものなのであ
る。

V・ヘスレによるまとめを例として示してみよう。

「第一の側面は抽象的あるいは悟性的側面であり、第二の側面は弁証法的あるいは否定的—理性的側面であり、第三の側面は思弁的あるいは肯定的—理性的側面である。抽象的な思惟にとつて、有限な諸規定はまさにその孤立した状態において妥当なものとなる。たとえば有限性と無限性の関係を悟性が思惟する場合、悟性にとつて二つのカテゴリーはその外的関係において同等に真なるものなのである。これにたいして、弁証法的なものは孤立させられたカテゴリーのうちに矛盾を立証する。つまりそれは『自己自身を止揚する』という点に本質を有している有限者の有限性を暴くのである。弁証法はこのことを果たすがゆえに、徹底して客観的に振舞うのである。内的に矛盾しているということが『悟性的諸規定、事物、一般的にいえば有限なものの固有の、真なる本性』だからである。もちろん、この成果はまづもつてはたんに否定的であるにすぎない。思弁的なもの——『弁証法的なもの』の肯定的なもの」として——が、『対立における諸規定の統一』を概念把握するということによって矛盾を回避する、ないしは『解消する』肯定的な構想を初めて

発展させるのである⁽⁴⁾。

おそらくヘスレのこのまとめは、まとめとしては大方の賛意をえられるであろう。

叙述のこうした明確さは、三版を数える『エンテクロペディ』で、この「三側面」にかんする叙述が「注釈」を含めて、まったくいいほど変更されていないということも関係しているといつてもいいであろう。すでに一九三一年に出版された著作の中で三枝博音氏も指摘しているように、そのことは「論理的なもの」の三側面についてのヘーゲルの論述は、その思想内容とその表現においてきわめて精細な思索が基となり且つ彫琢を経て成ったものであることを語っている⁽⁵⁾。というように理解できるからである。

であるとすれば、この「三側面」にはまったく問題がないのであろうか。むしろ、その明快さにもかかわらず、そこにはなお解明すべき問題が含まれているように思われるのである。本稿の以下の課題は、この点の解明にある。

一 「あらゆる論理的・実在的なもの」とは

第一は、「三側面」にかかわる冒頭節で「三側面」を列挙した後、ヘーゲルが「注釈」で次のように指摘していることとの関連での疑問である。

「これら三つの側面は、論理学の三つの部分をなすのではなく、あらゆる論理的—実在的なもの (Jedes Logisch-Realen) の、すなわちあらゆる概念あるいは一般にあらゆる真なるもののモメントである」(S79 Anm.)。

この引用の前半部は特に問題はないであろう。「三側面」が、「予備概念」の最後に置かれた「論理学のより立ち入った概念と区分」と題された部分に属し、「三側面」が取り上げられた後、区分の問題について、「論理学は三つの部分にわかれる」(S83)とされた上で、有論、本質論、概念論への区分がいわれている以上、前半部は「三側面」が論理学の有論—本質論—概念論に順次対応するものではないということ指摘したものであることは明らかだからである。つまり、有論が「悟性的なもの」であり、本質論が「否定的—理性的」そして概念論が「肯定的—理性的」なものであるといった対応関係にはないということが、そのいわんとしてのことであろう。たとえば、悟性の働きは、本質論であろうと、概

念論であろうと必要不可欠であることは明白だからであり、「否定的—理性的」側面についても同様だからである。

このことからすれば、あるいはまたヘーゲルがさらに同じ「注釈」の中で上の引用に続けて、「これら「三側面」は、ことごとく第一のモメント、つまり悟性的なもののもとで定立され、そのことによって個々別々のものとして分離されることもできるが、しかし、かくしてはそれらはその真理においてはとらえられないのである」としていることから、「三側面」がおよそ一般に「段階」論的に把握してはならないものであるということも基本的な了解事項として確認できるであろう。

もっとも、同じくヘーゲルの弁証法の理解として今なお一部で流布している《正反合》図式が「三側面」と結びつけられるとき、上の確認とは違って「三側面」が段階論的にとられるかもしれない。しかし、「三側面」といわゆる《正反合》図式とが、一対一対応関係にないことは、高山守氏も指摘しているように、「反」と「否定的—理性的側面」とを比べてみれば明らかであろう。

《正反合》図式にしたがえば、「正命題」にたいして主張

される「『反対命題』は『正命題』と、いわば質的に同レベルでなければならず、「正命題」が「悟性的側面」に対応するとすれば、「反対命題」も悟性的なものでなければならず、「三側面」の「否定的—理性的側面」という性格を持ちえないからである。

こうした点からしても「三側面」が段階論的理解にはなじまないものであること、したがってまた『論理学』におけるカテゴリーの展開順序にもそのまま単純には対応したのではないということは確認できるであろう。といっても、この点までにかんしてであれば基本的には大きな異論は存在しないといっても問題はなにかもしくない。

ここで取り上げたいのは、上記の引用文のうちの後半部分、すなわち「これらの三つの側面は……あらゆる論理的—実在的なものの、すなわちあらゆる概念あるいは一般にあらゆる真なるもののモメントである」とヘーゲルが述べている部分なのである。

この文言を読んだとき、第一感、「あらゆる論理的—実在的なもの」とは論理学で取り扱われているすべてのカテゴリーを指すと解するのではないであろうか。

しかし、ひとたびそうした了解にもとづいて考えたとき、ただちに次のような疑問に遭遇することになるのである。もし「三側面」がすべてのカテゴリーのモメントなのであるとすれば、たとえば「純粹有」のどこに第三の側面とされる「思弁的側面」は存在しているのかという問いである。「純粹有」は、思弁的なものを特徴づける《対立物の統一》、《多様の統一》といったものとは対照的に、まさに端初として《抽象的なもの》にすぎない点からすれば、こうした疑問はもっともであるということができるかもしれない。

では、仮に「あらゆる云々」が個々のカテゴリーを指すのではないとすれば、「真なるもの」に力点を置いて、いわゆるトリアーデの第三項目にのみ、ふたたび論理学の冒頭部分を例とすれば、「成」についてののみ、この三つの側面がモメントとして含まれているというように解釈すべきなのであるか。というのも、「真なるもの」とはヘーゲルにとって「自己の展開によって、自己を完成させる本質」である「全体 (das Ganze)」を意味しているからである (3-24)。

しかし、こうした解釈の試みも問題を抱えていること

に変わりはないであろう。というのも、その場合、ではそれに先行する第一項目と第二項目、今の例に即せば「有」と「無」はどうなるのかという問題があるからである。それらには思弁的な側面が明示的には存在していない以上、先の確認に反して、「段階論」的に処理するか、あるいは、ともどもたんに悟性的なものとするか、もしくはあくまで「三側面」はトリアーデの第三項目の特徴づけとしてのみ妥当するものであり、それ以前のものとは問題としていないとすることになるであろうか。

こうした点から「あらゆる論理的―実在的なもの」とはいかなるものを指しているのかという問いを、「三側面」をめぐる第一の疑問点として挙げることができるであろう。

二 悟性と否定性

「三側面」にかんして問われるべきもう一つの論点として、悟性ないし悟性的なものに関連した問題を挙げる事ができよう。

まず「三側面」の第一の側面である悟性的なものについてのヘーゲルの指摘を引用しよう。「思惟は、悟性と

しては固定した(Fest)規定性と、この規定性の他の規定性にたいする区別に立ち止っており、こうした制限された抽象的なものが、それだけで存立し、また有的なもの(Seiend)であると考えている」(S80)。ここにもとづいて、悟性をまずは諸規定を分離し、また固定化するものとする事ができるであろう。

一方、ヘーゲルにしたがえば、かかる悟性の所産である悟性的諸規定は本来有限な諸規定であり、したがって自己を否定し、自己自身を止揚する否定性を自己のうちに内在的に持っているのである。だからこそ「悟性的諸規定の一面性と制約性は、その真の姿において、すなわちその否定として示される」とも、「すべての有限なものは自己自身を止揚するものである」(S81 Anm.)ともいわれることになるのである。

では、悟性の第一の特徴づけにしたがって、悟性が諸規定を分離する働きを営むものであり、またその所産が固定性(Festsein)をもって特徴づけられるのであるとすれば、悟性的規定性は、第二の特徴、すなわち、本来持つとされる否定性をどのようにしてもつことになるのであろうか。あるいは、悟性的諸規定に内在している

という否定性は、どのようにして内在化させられるのであろうか。というのも、悟性的規定性が持つ固定性は、悟性が矛盾律に代表される自らの原理にしたがって自らの規定性に与えた性質であるかぎり、そこには否定性、より厳密に言えば内在的否定性は存在してはならないからである。

悟性が悟性としての実を示し、まさに自己の原理に忠実に振舞おうとするかぎり、その所産は、およそ内在的否定性とは無縁の抽象的同一性ないし「抽象的普遍性」(Vgl. 6-285ff.)をもって特徴づけられるべきものであるはずであるにもかかわらず、他方では「内在的に超出」(81 Ann.)されるべきものであり、またその超出の前提として自らのうちに否定性を内在させたものでなければならぬのであるという、かかる悟性ないし悟性的規定性にまつわる不可解さを「三側面」にかかわる第二の疑問点として提示することができるであろう。

もちろん、こうした悟性の否定性をめぐる問題提起にたいしては、悟性あるいは悟性的規定性の否定者とは理性にほかならないではないか、という異議がただちに出生されよう。実際、ヘーゲル自身「三側面」についての叙

述の中で、悟性的諸規定の「内在的な超出」あるいは「有限な諸規定の自己止揚」は、第二の側面である「否定的―理性的側面」すなわち弁証法的モメントが行うとしているのである。「弁証法的モメントは有限な諸規定の固有の自己止揚であり、対立した諸規定への移行である」(81)、「弁証法は……内在的な超出であり、そこにおいて悟性的諸規定の一面性と制約性はその真の姿において、すなわちその否定として示されるのである」(81 Ann.)というように。

であるとすれば、上で述べた悟性的諸規定と否定性にかんする疑問は、また悟性と理性との関係についての疑問であるということもできるであろう。

というのも、「内在的超出」あるいは「有限な諸規定の自己止揚」という文言に接したとき、まずもって想起するのは、悟性的諸規定それ自身に内在する否定性が、まさに悟性それ自身の活動を通して顕わにされるといふ構図なのではないかと思われるからである。つまり「内在的超出」という文言で思い浮かぶのは、たとえば三枝氏が八〇節の「補遺」にもとづきつつ指摘しているように「知性としての思惟がなまはんかのものでなくて、そ

れ自身徹底せしめられるならば、『尖端に駆り上げられその反対物に転化する』のである⁽⁹⁾』という事態、あるいは同様にJ・パーヴィジの論文にたいする論評の中でS・ホールゲイトがいうように「悟性を超えるその進展は、悟性の規定活動それ自身によって必然的なものとされている⁽¹⁰⁾』という事態なのである。一方、上の「弁証法は……内在的な超出である」というヘーゲルの指摘は、今「否定的―理性的側面」である「弁証法」を単純に「理性」と呼べば、『悟性的諸規定は、理性によって自己を超出させられる』というように表現されよう。とすれば、理性による悟性の否定と否定の内在性とはどのように関係するのであるか。あるいは、悟性の否定者としての理性は、悟性とどのような関係にあるのであろうか。さらにいえば、悟性的規定性は、それ自身にとって外的な理性の否定性によって「内在的な超出」を果たすことになるのか、といった問題が生じてくるといえるのではないであろうか。

このようにして、先に挙げた第二の疑問点は、同時にまた悟性と理性との関係にかかわる疑問点でもあるのである。

三 論理学における悟性と理性

ところで、理性による悟性の否定という理解を補強するものとして、たとえば『大論理学』での次のようなヘーゲルの指摘を持ち出すこともできるであろう。

「……反省(＝悟性)は、具体的な直接的なものを超出し、そしてそれを規定し、分離する。しかし、反省は同様に自分の分離する諸規定を超出し、そして、まずもってそれらに関係づけなければならぬ。この関係づけの立場で、それらの諸規定の抗争が出現するのである。

反省のこの関係づけは、即自的には理性に属する。それらの諸規定を超えて高まるということ、それは、それらの抗争の洞察へと到達しているのであるが、理性の真の概念への偉大な否定的歩みである」(513ff)⁽¹¹⁾。

たとえば竹村喜一郎氏も、この箇所をふまえて、初版からの引用を交えつつ次のように指摘している。「ヘーゲル論理学が悟性的諸規定の超出を旨とするものであるかぎり、その課題は言うまでもなく理性によって果たされる。……だがヘーゲルは悟性的諸規定を文字通り無に解消することを以てその超出とするのではなく、相反する

悟性的諸規定を理性の働きとしての反省が『関係づける Beziehen』ことにより『矛盾』を現出せしめ、よって悟性の制限を超えて高まることとする。このような悟性の諸規定の超出は『偉大な否定的歩み』なのであり、この意味においてヘーゲルにとって『否定』が『唯一の真なる方法』なのである⁽¹²⁾。

こうした理解が当該箇所⁽¹³⁾の理解であるかぎりにおいて、その正当性についてまったく異論はない。しかし、こうした理解に即して「三側面」の問題を考えたとき、次のような二つの問題が生じてくるとはいえないであろうか。

第一に、「三側面」についての先のわれわれの了解とは異なって、悟性と理性は、段階論的關係にあることになってしまっている点である。つまり、まづもって悟性が二つの規定を並存させるという前段を前提して、はじめて理性がその否定的威力を発揮することになるのではないかという疑問である。

さらに、この点とも密接に関係するが、第二に指摘できるのは、ヘーゲル自身は否定的―理性的側面すなわち弁証法的側面について「弁証法的なモメントは有限な諸規定の固有の自己止揚であり、対立した諸規定への移行

である」(88c)と述べているだけで、少なくとも明示的には止揚の論拠として他者との関係づけを持ち出してはいないという問題である⁽¹⁴⁾。もちろん「関係づけ」という表現は当の八一節でも登場はしてきている。しかしそれは、弁証法に課せられている「内在的超出」とは異なった、「反省」による「超出」とのかかわりにおいてにすぎないのである。実際、端初の有―無―成に即していえば、「有」が「無」へと移行せざるをえないのは、「有」と「無」というたがいに矛盾した規定性が理性によって「関係づけ」られることによってではないのである⁽¹⁵⁾。

であるとすれば、上のような悟性―理性関係と、「三側面」における悟性―理性関係とは、ともに悟性と理性との関係にかんするヘーゲル自身の把握であるかぎり、まったく異なっているわけではないにしても、別の論理構造にもとづくものと考えるべきなのではないであろうか。

悟性―理性関係についてのヘーゲルの理解をこのように二つのパターンに分けるとすれば、「三側面」とは異なる論理構造を持つとした悟性―理性関係についての理

解——それは、悟性的諸規定の並存を既存のものとして前提し、しかるのちに理性が否定性の威力として登場するといったようにまとめることができるであろう——が、多くの場合、たとえばカントを念頭に置いて、あるいはいわゆる「反省哲学」を念頭に置いて議論する場合に現われてくるものであるということに注目すべきであろう。⁽¹⁵⁾ 事実、先に引用した箇所も近世哲学における理性の在り様をヘーゲルの見地から評価しようとした箇所なのである。であるとすれば、かかる場合の悟性と理性は、論理学固有のカテゴリー展開という脈絡の中で、あるいはカテゴリー展開そのものの構成契機として登場するそれではなく、一方では、その成果に依拠すべき、しかしさらにヘーゲル自身自らの課題としては、その止揚をめざす哲学史的な脈絡での悟性と理性なのである。だからこそ、そこにおいては、悟性が自らの原理にしたがって生み出した悟性的規定性が、確固として自己の固定性に安住し、強固な悟性の構築物を作り出している状況下で、「悟性の諸規定の自己自身との必然的抗争の洞察」に達しつつ、しかしなおこの矛盾の前で「最後の一步を踏め出」(51-39)せず、たじろいでいる理性にたいして、どのように

して「最後の一步」を踏み出させるのが、あるいは理性の真の否定性としての威力を明確にすることが論述の課題となっているのである。

それについて、「三側面」は、先に確認したように、まさに論理学の主題である「論理的なもの」の構成契機についての積極的な展開であり、したがって、当然、論理学固有のエレメントにおける「論理的なもの」の構成契機の在り様についての展開なのである。そうであるとすれば、そこにおいては、悟性としての悟性が機能を果たした上で、新たにそれを乗り越えるという形で理性が登場するといった構図自体が成り立たないということができるであろう。⁽¹⁶⁾ というのも、論理学固有のエレメントを想定した場合、悟性と理性を二つの独立した認識能力と考えること自体に無理があるからである。『大論理学』の第一版の序論でのヘーゲル自身のことばをもってすれば、論理学というエレメントにおいて本来的に機能している思惟は、悟性と理性の統一態としての、すなわち「悟性的理性あるいは理性的悟性」とも表現されている「精神」だからである(51-7)。だからこそまた、A・ヌツォも言及しているように、⁽¹⁷⁾ 理性は「悟性として活動

している理性」(§226)でもありうるのである。もちろん、「精神」といってもなにか特別の認識能力が想定されているわけではない。「抽象的悟性による分離ではなく、悟性とそのモメントである思弁的理性による分離」を含んでいる「悟性と理性の不可分性の思弁的で理性的な把握」⁽¹⁸⁾がこの点についてのヘーゲルの眼目であるということができよう。

つまり、論理学というエレメントにあっては、悟性は、理性とはかかわりなしに自らの原理に安住しているような悟性ではありえないし、理性もまた、悟性がほしきままに築き上げた構築物を、まず「関係づける」ことから始めなければならない理性ではありえないのである。もちろん、こうした理性もまた、悟性をしてその「規定し分離する」(§39)という機能をフルに発揮させるはするであろう。あるいはまた「具体的なものを抽象的諸規定へ分離し、そして区別の深みをとらえるという悟性の無限の威力」(§286)を承認しはするであろう。しかし、上のようにいえるのであるとすれば、その「無限の威力」は、理性の否定性とは独立してその力を発揮するような威力ではないのである。論理学においては、理性が

自らの構成契機としていた悟性が活動することはあっても、悟性としての悟性、純粹な悟性として機能する悟性は登場しないからである。

四 悟性的なものの内在的超出

では、悟性と理性との統一態が機能するエレメントとしての論理学という見地から先に提起した二つの疑問点を考えたときどうなるであろうか。

最初に、悟性的規定性と否定性の問題、つまり悟性的なものの《内在的超出》にかかわる問題から考えてみよう。

そのために、ここではまず、論理学固有のカテゴリリーのうち、純粹な悟性規定といいうるカテゴリリーがはたして存在しているのか否かという問いを立ててみよう。

こうした問いにたいしてただちに指摘できるのは、可能性は端初の「有」以外にはありえないということである。というのもヘーゲルにしたがえば、いわゆるトリアーデの二項目と三項目は、前者であれば、第一項目が移行したものである以上、当然第一項目によって媒介されたものであり、本来的には媒介された直接性にほかなら

ず、当然そこには否定性の契機が——たとえ止揚されたものとしてではあれ、そしてまたたとえば「有論的」見地からは第一のものにたいするたんなる「他のもの」と見えようとも (Vgl. §84) —— 内在的に存在しているということになるであろうし、第三項目についても同様だからである。さらに、トリアーデの一項目についても、本来の端初をなす「有」以外は、それぞれが先行するトリアーデの成果が直接態となったものである以上、いかに直接的にみえようとも媒介された直接性にほかならず、純粋な悟性的規定性ではありえないといっているからである。たとえば、「定在」について「成は、自己における矛盾によって、そこにおいて「有と無の」両者が止揚されている統一へと崩壊する。その成果が定在である」 (§86) といわれているように。したがって、それらは、悟性がたとえ自らの原理にしたがって悟性的に規定しようとも、その本来の在り様からすれば、即自的には否定性を内在的にもったものなのである。

では、端初の「有」、「純粋有」についてはどうであるか。当面の脈絡からは、次の点を確認しておけば十分であろう。すなわち、「有」から「無」への移行が、先

に確認したように、けっして有が無という他者と対置されることによってなされているのではなく、「有」そのものの考察の結果として、端的に「有、無規定的な直接的なもの、実際には無であり、無以上でも以下でもない」 (§83) という形でなされているということである。であるとすれば、少なくともヘーゲル自身の理解に則るかぎりには、「純粋有」自身が、すでに純粋な悟性的規定性ではありえないということになる。「有」自身が、自ら「無」へと移行せざるをえない否定性を内在化させていることになるからである。あるいは、もし端初の「有」が文字通り純粋な悟性的規定性であるとすれば、「自己を「無」へと移行させるような否定性は、そこからいかにしても排除されていることになるからである、といいかえてもいいであろう。

《有—無—成》の展開が、種々物議をかます展開であるということであれば、ヘーゲルの周知のテーゼ、すなわちおよそ媒介を免れた直接的なものなど存在せず、すべてのものは直接性と媒介性との統一であるというテーゼ (Vgl. §5-66) にもとづいて、より一般化した形で、そもそも純粋な悟性的規定性なるものは存在しないので

あり、そうした想定自体が自己矛盾を含んでいるのである、と論じたとしても当面の脈絡に限定するかぎりでは問題は無いといってもいいかもしれない。直接性と媒介性との統一という見地からすれば、すべてのカテゴリーは、たとえまづもって「悟性的なもの」と規定されようとも、本来的には媒介された直接性として、抽象的・肯定的な自己関係態ではありえないのであり、そもそも否定的であるものが自己関係しているという《否定的なもの》の自己関係態⁽¹⁹⁾なのである。

こうした見地からすれば、「悟性的なもの」から「否定的—理性的側面」への進展とは、本来的には否定的自己関係態である規定性そのものに内在する否定性を顕在化させていく過程にはかならないということができよう。いいかえれば、悟性的規定性と《内在的超出》という観点が矛盾したものであるという印象を与えるとすれば、あるいは同様に《理性による否定》が、先に問題提起したように悟性にたいする外在的否定という印象を与えるとするれば、こと論理学にかんしていえば、それは、カテゴリーを文字通りの悟性的規定性、つまり悟性としての悟性の産物と考えてしまうことに起因するといってもい

いであろう。「三側面」に即していいかえれば、そうした印象が生ずる原因は、悟性的なものをトリアーデの第一項目全体と同一視するという段階論的発想にあるのである。

ひとたびそうした想定をすれば、たとえばAというカテゴリーにとって、否定は外部から到来するものと考えざるをえないのである。というのも、Aが純粹な悟性的規定性であるとすれば、それは抽象的同一性をもって特徴づけられる以上、そこからは本来否定性は排除されているからであり、かかるAが、にもかかわらず、一方でヘーゲルが悟性的規定性に与えていた特徴づけにしたがって有限な規定性たろうとすれば、そのために必要な否定性は、いきおい外部に、たとえばAという規定性の他者であるBに求めざるをえなくなるからである。かくして、その場合には、Aという悟性的規定性とBという同じく悟性的規定性を対置させ、しかるのちに、悟性によって解決不可能な矛盾関係に陥っているA、B両者を否定すると同時に保存するという役割が、理性に、しかし当然、悟性の外に存在する理性に負わされることとなるのである。

それについて、われわれの理解からすれば、本来論理学のカテゴリーは、すべて《否定的なものの自己関係態》なのである。かかるものとして、それは、「三側面」に即してまずもって悟性的なものと規定されようとも、それによってはとらえ尽くせないのである。悟性的なもの内在的超出とは、こうした事態を悟性的なものに即してとらえかえしたものにほかならないといえよう。かくして、悟性的なものは、理性によって外的に否定されることによってではなく、自己の規定を突きつめることによつて、さしあたって悟性的なものと規定される当のカテゴリーに内在する否定性を顕在化させるのであり、まさに《内在的に》自己を超え出ていかなければならぬのである。

五 「あらゆる論理的―実在的なもの」

残されたもう一つの疑問点、すなわち「あらゆる論理的―実在的なもの」が指すものはいかなるものなのかという問いはどうであろうか。その場合、トリアーデの第一項目について考えれば基本的にはいいであろう。というのも、第三項目については、三つの側面が存在してい

ることは容易にわかるからであり、また第二項目については、第一項目に準じて考えることができるであろうからである。

さて、先立つ考察から最初に確認できるのは、まずは悟性的なものの特徴づけられるトリアーデの第一項目において、第二の側面が実質的には機能しているということである。前節で指摘したように、第一項目自体、純粹な悟性的規定性ではなく、自らの悟性的なものという性格を自ら否定していく否定性を内在させているからであり、この否定性を明らかにしていくことが、第二の側面つまり「否定的―理性的側面」と考えていいであろうからである。

では、第三の側面である「肯定的―理性的側面」すなわち「対立した諸規定の統一、すなわちその解消と移行のうちに含まれる肯定的なものをとらえる」(88)とされる「思弁的なもの」についてはどうであろうか。

この問題を考えるとき、まずもって押さえておかなければならないのは、こと「三側面」という脈絡で問題となるかぎりでは、先の悟性―理性関係の場合に取り上げたことと同様に、たがいにたんなる他者として並存

している悟性的規定性の統一が、思弁的なものに課せられていく課題なのではないということである。というのも、思弁的なものが統一すべき「対立した諸規定」とは、有論の場合であれば、たがいに「他のもの」であるという、そして本質論の場合であれば、たがいに「相關的である」(Vgl. § 112) という外観を呈しているようにも、本

来的にはトリアーデの端初をなす規定性と、弁証法的なものが顕在化させる端初の規定性自身が内在的のもっている否定性だからである。つまり弁証法的なものによってもたらされるトリアーデの第二項目への進展は、トリアーデの第一項目のたんなる「解消」を意味するものでも、また第一項目の第二項目へのたんなる「移行」を意味するものでもなく、第一項目の内在的規定の顕在化、すなわち端初の規定性の真実態の一側面が露わにされるということの意味しているのであり、トリアーデの第一項目と第二項目とは、後の絶対的理念のことばを用いていえば、「自己外行 (Ausersichgehen)」が同時に「自己内行 (Insichgehen)」でもある (Vgl. 6-570) という関係にあるのである。したがって、思弁的なものに託される機能とは、まずは自己外行が自己内行であること

実際の確証であり、したがって端初をなしていた規定とその内在的規定性としての否定との否定的統一にもとづく、媒介された直接態の再確立であるということができよう。そして、かかる再統一が実際になされるのがトリアーデの第三項目においてなのである。

しかし、こうした役割を担わされるとすれば、思弁的なものは、弁証法がもたらす否定態がいかなるものであり、端初の規定といかなる関係にあるのかを示すものとして、弁証法を「三側面」という統一的視点の中に位置づけるという機能もまた持っているということができよう。⁽²⁰⁾ してかかるものとして、思弁的なものは、規定活動のはじめから、つまりはトリアーデの第一項目から規定活動の向かうべき方向を指し示すものとして存在しているのである。⁽²¹⁾

この点をさらに「絶対的理念」における「方法」についてのヘーゲルの言明にもとづいて考えることもできよう。というのも、ヘーゲルにしたがえば、端初概念⁽²²⁾あるいは端初をなす直接的なものからの進展とは、その実——すなわち絶対的理念という高みから全行程をふりかえって自身の進展の意味をとらえかえしたとき明らか

になる在り様からすれば——「なおまだ定立されてはならず、なおまだ対自的ではない」にしても「たんに抽象的なものではなく、客観的に普遍的なもの、すなわち即自的に具体的なたトリテート」(S-55)と規定される端初からの進展なのである。⁽²²⁾ こうした端初把握は、弁証法的なものもたらす否定性の意味およびその否定性が端初と再統一されるべきものであるという論理的進展の方向性が同時に明確になってこそ、したがってまさに「三側面」がそこに同時に存在することによってこそ初めて可能になるものであるといっていであらう。だからこそ、規定活動は当初から、最初のものから第二のものへの進展は、最初のものからの《前進》(Vorwärtsgehen)であると同時に最初のものへの《後退》(Rückwärtsgen)でもあるという見地(Vgl. S-57)に引いたことばでいえば「自己外行」は同時に「自己内行」でもあるという見地にもとづいて進められるのである。

であるとすれば、当然、有—無—成という実際の展開順序においては第三項目に登場する「成」も、それが、第一のものと、その第一のものに即自的に含まれている

第一のものの自身の規定性との統一的把握であるかぎり、本来的には、たとえ未展開のままであろうとも、「有」という最初のカテゴリに即自的に、ないしは方向指示的観点からいえばそもそも含まれているということができるであらう。

しかし、こうした「絶対的理念」での問題にこれ以上かかわることは本稿の趣旨を超えたものといってもいいであろう。当面の脈絡からすれば「あらゆる論理的—実在的なもの」とは、すべてのカテゴリを指しているというわれわれの解答を確認して稿を閉じることとしたい。

※引用に際して傍点による強調はすべて引用者によるものである。また引用中の「」と……は、引用者による補注と省略箇所を示している。

※本稿でのヘーゲルからの引用は、特に明記しない限りは Suhrkamp 版の著作集からのものであり、『小論理学』からの引用は節番号を、またそれ以外のものについては、たとえば (S-1) という形で、巻数とページ数を示した。

(1) もっとも、J・ゼレニーのように、論理学における悟性—理性関係を主題的に取り上げつつ、この「三側面」に言及していないという場合もある。Jindrich Zelený, *Verstand und Vernunft in Hegels „Wissenschaft der Lo-*

gik" und in der materialistischen Dialektik in: Dieter Henrich (Hrsg.), *Hegels Wissenschaft der Logik. Formation und Rekonstruktion*, Stuttgart 1986, S. 209-228. ただし、この論文にたいする論評のなかで B・ペンテルも「三側面」を「悟性と理性の」こうした関係において中心的なものと呼ばれるべきラキスト」としている。Lorenz B. Puntel, *Verstand und Vernunft in Hegels Wissenschaft der Logik*, *Ibid.*, S. 230.

(2) Vgl. G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Logik und Metaphysik*: Heidelberg 1817, mitgeschrieben v. F. A. Good, hrsg. v. Karen Gloy, Hamburg 1992, Einleitung (von K. Gloy) XLVIII. 以下、この講義草稿は Hegel, *Vorlesungen* と略す。

(3) 許萬元氏が「これら『三側面』は、ヘーゲルが『論理学』の最後で、『絶対的方法』の三つのコメントとして叙述した『端初→進展→終局』とも連関させることにより、真に理解されるであろう」としている(許萬元『ヘーゲル弁証法の本質』青木書店、一九七二年、二九ページ)。因みに、J・N・フィンドレーは、ヘーゲルについての概説書でヘーゲルの方法を全般的に説明する際に、この「三側面」に即して展開している。John Niemeyer Findlay, *Hegel. A re-examination*, New York 1976 (First published 1958), p. 58-71.

(4) Vittorio Hösle, *Hegels System. Der Idealismus der Subjektivität und das Problem der Intersubjektivität*,

Hamburg 1988, S. 179. なお引用文中の『』内はヘーゲルからのクォーテーションによる引用箇所である。

(5) 三枝博音『三枝博音著作集第二巻』中央公論社、一九三一年、一三六ページ。

(6) 高山守「ヘーゲルの『弁証法』再考——『対話法』と『弁証法』ヘーゲル〈論理学〉研究会編『ヘーゲル論理学研究』創刊号、一九九五年、三三—三三ページ。

(7) 以下では、論理学で取り上げられる諸規定の総称として「カテゴリー」という表現を用いることとする。

(8) T・ケッセルリンクも次のように指摘している。「ヘーゲルはこの諸アスペクト〔三側面〕を弁証法的な運動の諸契機のように、それゆえいわば經由駅(Durchgangstation)のように取り扱っているが、しかしかれは同時にそれらを《諸側面(Seite)》と呼んでいる。かかるものとして、それらはヘーゲルの意味での《論理的なもの》の三つの同時的存在するアスペクトなのである」(Thomas Kesselring, *Die Produktivität der Antinomie. Hegels Dialektik im Lichte der genetischen Erkenntnistheorie und der formalen Logik*, Frankfurt a. M. 1984, S. 131. もっとも『論理的なもの三側面』は、一般にヘーゲル論理学の三段階のことだと理解されてきた」とする見解(伊藤一美『『論理的なもの三側面』をめぐる』ヘーゲル〈論理学〉研究会編『ヘーゲル論理学研究』第三号、一九九七年、四五—五三)もある。なおヘーゲル自身「キムナジウムでの哲学の授業についてのノートハンマーあて

の私的報告のなかで「三側面」に関連して Stufe とどう表現を用いている (vgl. 4-14)。しかし、これは、たとえば「これ」弁証法から生ずる思弁的なもの」はただわずかにギムナジウムの授業に登場しうるだけである」(ibid., S. 415 f.) という、ヘーゲルの指摘からも伺えるように、教育的配慮からくる「三側面」の制約を持った展開に由来するものであるということができようであろう。

(9) 三枝、前掲書、一四一ページ。なお引用文中の「知性」は三枝氏による「悟性」の訳語である。

(10) Stephen Houlgate, A Reply to John Burbidge, in: Essays on Hegel's Logic, edited by George di Giovanni, New York 1990, p. 183.

(11) 引用の中での「即自的には理性に属する」の「即自的には」は二版で挿入されたものである。Vgl. G. W. F. Hegel, Wissenschaft der Logik, Erste Band, Die objektive Logik (1812/1813), hrsg. v. F. Hogemann und W. Jaeschke, Gesammelte Werke, Bd. 11, S. 17.

(12) 竹村喜一郎『ヘーゲル哲学の方位——構造』としての『概念』とその展相」五月書房、一九九五年、二四三—四ページ。

(13) 『エンチクロペディア』の初版にもとづく講義である。一七年の講義草稿では、三版の八一節に対応する箇所で次のように指摘されている。「弁証法的なものは、制約されたものおよび有限なものが即自的に含んでいる否定性が定立されるといふことに存しているのである。有限なものな

そのことよって他者への関係として示されるのである。あるいは、自己自身の他者が自己の中に存在し、それによって有限なものは自己を止揚するのであるといふことが示されるのである」(Hegel, Vorlesungen, S. 11)。¹⁶⁾ ここで、他者関係あるいは並存している外的他者への関係づけから否定性が導出されているのではなく、反対に内在的否定性から他者関係が導出されているのである。

(14) H-G・ガタマーも次のように指摘している。「ヘーゲル固有の弁証法的方法は、一つの規定性をそれ自身に即して、そして独立させて思惟する点に本質があるのである。そしてさらにその結果その一面性を引き出し、その反対を思惟することをおもひなきものである」(Hans-Georg Gadamer, Hegels Dialektik, Fünfterneutische Studien, Tübingen 1971, S. 22, 山口誠一・高山守訳『クーゲルの弁証法』未来社、一九九〇年、四四ページ)。

(15) ヤコビも同趣旨の理解をよび、Zeleny, op. cit., S. 211.

(16) 島崎隆氏も「三側面の展開からすると、悟性が基礎にあり、そこから理性が派生したようにみえるが、事態は逆であり、すべては理性の顕在化の過程としてある」としている。島崎隆『ヘーゲル弁証法と近代認識——哲学への問い』未来社、一九九三年、二七四ページ。

(17) Angelica Nuzzo, Vernunft und Verstand—Zur Hegels Theorie des Denkens, in: Hans Friedrich Fulda und Rolf-Peter Horstmann (Hrsg.), Vernunftbegriffe

in der Moderne, Stuttgart 1994, S. 283.

(8) Zelený, op. cit., S. 213.

(19) 註(13)の一七年の講義草稿からの引用の前半部分を参照されたい。さらに、三版の八二節に対応する箇所では、ヘーゲルは「弁証法的なものの思弁的なものへの移行のさうらに詳しい説明」をする際に「悟性的なものは、自己の規定性によって、自己自身の限界と否定を自己のうちに持っている、したがって弁証法的なのである」とも述べている(Hegel, Vorlesungen, S. 17)。高山氏も『論理学』においてヘーゲルは、あらゆる『思惟規定それ自体』がおしなべて本来的『弁証法』的、つまり『否定的理性的』であることを証示しようとするのである」としている。高山、前掲論文、三六ページ。

(20) 思弁的なものが果たすこうした機能は、「懷疑主義」に陥らないようにするためには、悟性によって弁証法が切り離されてはならないというヘーゲルの要求(Vgl. §81 Anm.)に対応したものであるといっているであろう。

(21) 許氏の見解、すなわち『弁証法』の否定作用はたんなる破壊作用ではなく、それは『総体性』の獲得をめざすものであるからこそ、『弁証法』は『思弁的側面』からきりはなされては理解されない。なぜなら、もしそれが『思弁的側面』から分離されるならば、『弁証法』が自分の目標を見失うであろうからである(許、前掲書、一五五ページ)とする見解も同趣旨のことを『弁証法』の側から指摘したものとすることができよう。

(22) こうした「方法」についての論究箇所ではヘーゲルは、次のようにも指摘している。「第一のものあるいは直接的なものは、即自的概念であるがゆえに、したがってまたたんに即自的のみ否定的なものであるがゆえに、第一のものもとの弁証法的契機は、それが即自的に含んでいる区別が第一のものにおいて定立されるという点に存しているのである」(S. 562)。

(國學院短期大学助教授)